

第3次大村市子ども読書活動推進計画
(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
大村市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の位置づけ	1
第2章 第2次計画におけるこれまでの取組の成果と課題	2
1 方策ごとの振り返り	2
2 第2次計画における数値目標と実績	13
第3章 第3次計画の基本的な考え方	14
1 基本方針	14
2 計画の期間と対象	14
3 「ミライオン図書館」について	14
第4章 子どもの読書活動推進のための施策	16
1 家庭・地域における読書活動の推進	16
2 幼稚園・保育所（園）・認定こども園などにおける読書活動の推進	18
3 学校における読書活動の推進	20
4 ミライオン図書館における読書活動の推進	22
5 多様な子どもへの読書活動の推進	26
6 各施策の取組指標	28
参考資料	29
○発達段階に応じた取組について	29
○子どもの読書活動の推進に関する法律	30
○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	32
○第3次大村市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱	37
○計画策定経過	40

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の経緯

子どもの読書活動は、言葉や知識を習得し、思考力を高め、表現力、想像力などを豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で不可欠なものです。そのため、大人が読書の意義を理解し子どもと本をつなぐ役割を果たし、社会全体で子どもの読書活動を支えていくことが重要です。

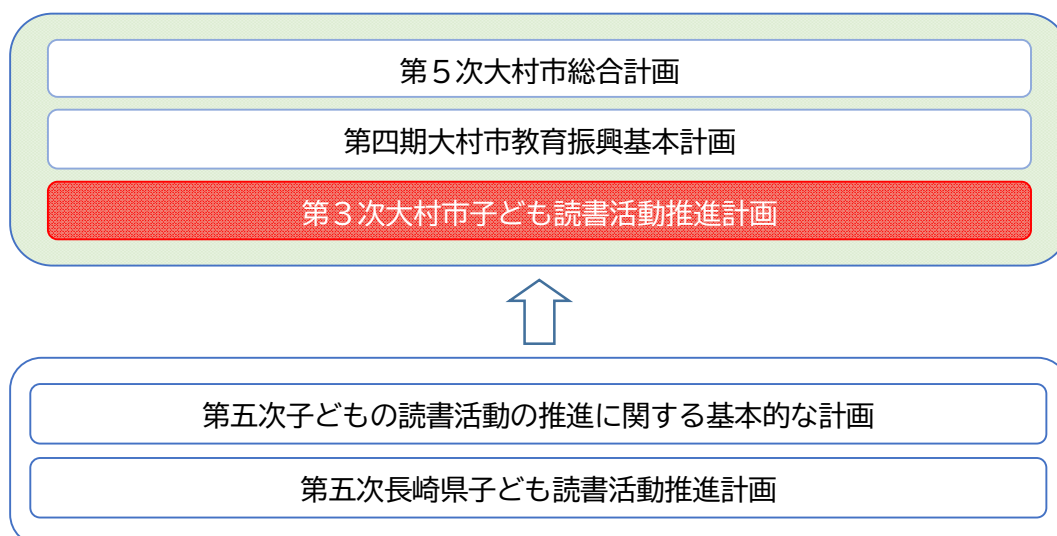
国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」を公布・施行し、令和5年3月には「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。また、長崎県は、令和6年3月に「第五次長崎県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本市においては、これまでの国や長崎県の計画と「大村市教育振興基本計画」を踏まえ、令和2年4月に「第2次大村市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

令和元年には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）」の制定や「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」の策定など、子どもの読書環境の整備が進められてきました。一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行やGIGAスクール構想による学校のICT環境の整備など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような情勢や環境の変化及び「第2次大村市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ、今後の子どもの読書活動を推進するため、「第3次大村市子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ



第2章 第2次計画におけるこれまでの取組の成果と課題

1 方策ごとの振り返り

(1) 家庭・地域における読書活動の推進

ア ふるさとのこころをはぐくむ絵本事業（ブックスタート¹）の実施

赤ちゃん訪問で、絵本の配布を行いました。新型コロナウイルス感染症による影響で赤ちゃん訪問ができなかった家庭が多く、令和3年度及び令和4年度の配布率は低下しましたが、令和5年度には回復しました。

今後も、絵本を通じた親子の関わりを推進するために、赤ちゃん訪問での絵本配布と読み聞かせの大切さについて周知を図る必要があります。

○「ふるさとのこころをはぐくむ絵本事業」の絵本配布率

年度	R2	R3	R4	R5
配布率	96.7%	92.4%	92.3%	98.9%

イ 大村市内での絵本の読み聞かせ活動の実施

親子で絵本に親しむ楽しさを伝えるため、市内の地域子育て支援センター²で絵本の読み聞かせを実施しました。また、絵本や紙しばいのほか、手遊びや親子のふれあい遊び、外国語の絵本を取り入れるなど、多様な取組を行いました。

また、図書館や公民館図書室で職員や読み聞かせボランティアによるおはなし会を開催しました。

今後は、読み聞かせの実施方法などの情報を交換し、読み聞かせ活動の充実を図る必要があります。

○ミライオン図書館や公民館図書室でのおはなし会の参加者数

年度	R2	R3	R4	R5
図書館	6人	205人	444人	975人
公民館図書室	0人	0人	20人	27人

¹ ブックスタート：保健師・助産師・母子保健推進員が赤ちゃん訪問の際に絵本を配布する事業。

² 地域子育て支援センター：就学前の子どもがいる家庭の子育て支援の場として専門のスタッフを配置し、親子が自由に遊んだり交流したりする場の提供や、遊び、相談、子育て講座、講演会などを行う施設。



地域子育て支援センターでの絵本の読み聞かせ

ウ 「家族10分間読書運動」の啓発

「長崎県の子どもにすすめる本500選・精選版³」に掲載されている図書の収集・展示や、年齢別のブックリストの配布を行いました。

今後も引き続き、図書やブックリストの展示など、啓発活動を推進する必要があります。

エ 公民館講座の充実

中地区公民館で月1回開催している「おひざにだっこ おはなし会」への参加者数が、毎年約30人増加し、令和5年度は327人に絵本の読み聞かせなどに触れる機会を創出することができました。

今後も事業を継続していくために、図書ボランティアを確保していく必要があります。

○読み聞かせボランティアによる読み聞かせの参加者数

年度	R2	R3	R4	R5
参加者数	182人	221人	247人	327人

オ 各地区住民センター図書室の環境整備

各地区住民センターからの要望に応じて、図書を購入しました。

今後は、ミライオン図書館と各地区住民センター図書室が連携し、計画的な図書の入替えなどを行う必要があります。

³ 長崎県の子どもにすすめる本500選・精選版：長崎県生涯学習課が、子どもの読書の質を高めていくための道しるべとなる名作、子どもの興味・関心を育むような魅力的な本、郷土ゆかりの本などを発達段階にあわせて紹介したブックリスト。

○各地区住民センターでの個人（児童）貸出冊数

年度	R2	R3	R4	R5
貸出冊数	11,780 冊	13,891 冊	10,370 冊	9,728 冊

(2) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園などにおける読書活動の推進

ア 絵本にふれあう機会の充実

依頼があった施設に図書館職員が出向き、出張おはなし会やブックトーク⁴などを行う「としょかん出前教室」を実施しました。

今後も「としょかん出前教室」の利用を推進するため、更に周知を図る必要があります。

○幼稚園・保育所（園）・認定こども園でのとしょかん出前教室の参加者数

年度	R2	R3	R4	R5
参加者数	0 人	14 人	83 人	640 人

イ 幼稚園教諭、保育士などの研修会などへの参加の推進

子どもが絵本や物語などに親しむ活動について、幼稚園教諭、保育士などの理解を推進するため、市内の幼稚園・保育所（園）・認定こども園などへ、県主催の研修会を周知し参加を促しました。また、幼稚園教諭、保育士などを対象とした「大村市教育・保育力向上研修会」では、保育における絵本の活用方法に関する研修会を実施しました。

大村市幼児教育・保育支援センターいっぼ⁵が、各園に送付しているニュースレター（いっぼだより）で読書活動の啓発を図りました。

今後も引き続き、子どもが本に親しめる環境づくりの大切さや意義について学ぶ機会となる研修会への参加を推進し、幼稚園教諭、保育士などの読み聞かせの技術向上を図る必要があります。

ウ 保護者への啓発

FMおおむらの番組「ママC a f e」、「大村市こども未来部」SNSで、子育て世代のお母さん向けに図書の紹介を行いました。

今後も引き続き、各種メディアを活用した情報発信を行い、保護者への図書の紹介や読み聞かせの周知を図る必要があります。

⁴ ブックトーク：特定のテーマに沿って何冊かの本を順序立てて紹介すること。

⁵ 大村市幼児教育・保育支援センターいっぼ：特別な配慮が必要な乳幼児の継続的な支援、保育者の専門性の向上を図るための研修・研究の機会の提供、情報収集・発信、関係機関との連携・協働により、市内全体の幼児教育・保育の質の向上と充実を図る大村市の機関。

エ 読書環境の充実

幼稚園・保育所（園）・認定こども園などの団体貸出の利用登録は徐々に増加し、団体貸出制度⁶の活用により読書環境の充実を図ることができました。

定期的な利用に結びついていない団体もあるため、今後は、団体貸出の図書資料の充実を図るとともに、制度について更に周知を図る必要があります。

○団体貸出制度利用団体数及び貸出冊数（幼稚園・保育所（園）・認定こども園など）

年度	R2	R3	R4	R5
利用団体数	16 団体	25 団体	27 団体	24 団体
貸出冊数	8,953 冊	14,209 冊	16,719 冊	18,004 冊

(3) 学校における読書活動の推進

ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

・司書教諭⁷や担当職員を中心とした全職員による取組の充実

貸出冊数ランキング、読書ビンゴ（例：「全分類の本を読もう。」「図書委員が選定した本でビンゴゲーム」など）、季節ごとの行事に合わせたイベント、図書ボランティアによる読み聞かせや本の修繕など、各学校で工夫した取組を行いました。また、各月や年間の「多読賞」の放送での紹介、読書ビンゴの景品となるしおりの作成など、各学校の図書委員会と連携した活動を行い、読書活動の推進に努めました。

各学校で工夫しながら取り組んでいます。今後は、よりよい活動となるように、各学校の活動状況を共有する機会を設けるなどの取組を進める必要があります。

○学校からの図書館・公民館図書室見学（市内小・中学校、特別支援学校）

年度	R2	R3	R4	R5
利用数	7 校	10 校	9 校	13 校
参加者数	556 人	884 人	901 人	1,129 人

○学校からの職場体験学習（中学校、特別支援学校）

年度	R2	R3	R4	R5
利用数	3 校	1 校	3 校	5 校
参加者数	7 人	2 人	9 人	14 人

⁶ 団体貸出制度：幼稚園・保育所（園）・認定こども園、学校などの市内の団体に本をまとめて貸し出す制度。

⁷ 司書教諭：司書教諭の講習を修了した教諭。「学校図書館法(昭和28年法律第185号)」により、原則として、12学級以上の学校には必ず置かなければならない。

・学校図書館を利用した学習活動の推進

国語科の学習における小学校の「図書館へ行こう」、中学校の「広がる本の世界」や、総合的な学習の時間や社会科の学習における調べ学習などで、学校図書館を利用しました。また、蔵書の整理や環境整備なども含め、調べ学習の特設コーナーの設置や本を探す際の助言を行いました。

児童生徒一人一人にタブレット端末を整備したことにより、調べ学習の際には図書資料よりもタブレット端末を利用する割合が高くなっています。

今後も引き続き、各教科で学習活動に学校図書館を利用するよう推進する必要があります。

○団体貸出制度の利用（小・中学校）

年度	R2	R3	R4	R5
利用数	20校	7校	8校	12校
貸出冊数	976冊	1,200冊	1,348冊	694冊

○レファレンスの利用（小・中学校）

年度	R2	R3	R4	R5
利用数	14校	7校	8校	12校
件数	32件	26件	28件	26件
貸出冊数	912冊	549冊	536冊	576冊

・「読書タイム⁸」の実施

小・中学校ともに読書タイムを設定して実施した学校もあれば、そうでない学校もあり、また、回数も学校で差がありました。

小学校における午前5時間制⁹の導入、小・中学校ともにフッ化物洗口¹⁰の実施などで、1時間目が始まる前の時間に読書タイムを設定することが難しくなっています。

・読書推進行事の充実

多くの市内小・中学校で、家庭読書啓発リーフレットの活用や図書館だよりを発行し、家庭における読書の働きかけを行いました。

⁸ 読書タイム：市内の小・中学校で行われている始業前の一斉読書の時間。

⁹ 午前5時間制：午前中に45分間の授業を5コマ行うこと。

¹⁰ フッ化物洗口：フッ化物（フッ化ナトリウム）の水溶液を用いて、うがいを行う方法。フッ化物は、歯質を強化してむし歯になりにくい状態にする。

イ 学校図書館の整備・充実

・学校規模に応じた蔵書の計画的な整備

学校図書館ネットワークシステムの導入や学校司書¹¹の配置により、児童生徒や教師のニーズに合った本や授業に活用できる本など、様々なジャンルの本を計画的に購入することができました。また、データベース化されたことで、蔵書管理が適正に行われていることも計画的な蔵書整備に結びついています。

今後も引き続き、学校司書や学校図書館ネットワークを活用し、計画的に蔵書整理を行う必要があります。

○小・中学校における児童生徒1人当たりの蔵書冊数

年度	R2	R3	R4	R5
小学校	18.8冊	19.1冊	19.4冊	19.4冊
中学校	27.2冊	27.7冊	27.6冊	27.6冊

・学校図書館の環境づくり

学校司書の配置により、お薦めの本や新刊コーナー、各教科の調べ学習に必要な図書を集めた特設コーナーなどの設置、配架の工夫や季節、行事に合わせた装飾など、児童生徒が利用したくなるような学校図書館の整備、環境づくりができました。

令和5年度には、図書館職員が市内の全ての小・中学校の学校図書館を訪問し、学校図書館の環境整備や購入図書の選書、資料の修理や整備などについて、学校司書のサポートを行いました。

今後も、ミライ on 図書館と学校が連携し、よりよい環境づくりに努めていく必要があります。



学校司書による展示

¹¹ 学校司書：「学校図書館法」第6条に規定され、学校図書館の職務に従事する司書教諭以外の職員。

・学校図書館ネットワークシステムの利活用

小・中学校に整備した図書の100%データベース化により、蔵書数、貸出冊数の把握など適正に管理ができており、貸出・返却業務が円滑に行えるため、貸出冊数の増加にもつながっています。

○小・中学校における児童生徒一人当たりの年間貸出冊数

年度	R2	R3	R4	R5
小学校	88 冊	87 冊	85 冊	86 冊
中学校	13 冊	13 冊	12 冊	13 冊

・学校司書の市内全小・中学校への計画的配置

平成25年度以降、市内小・中学校への学校司書の配置は100%を維持しています。

今後も、図書委員活動の支援や学校図書館の充実を図るため、学校司書の全校への配置を維持していく必要があります。

(4) ミライオン図書館における読書活動の推進

ア 団体貸出制度の充実

市内の施設に団体貸出制度の利用案内を配布するなど、周知に努めました。また、市内の全ての小・中学校から利用登録申請があり、調べ学習などで団体貸出の図書資料の活用が進みました。

団体貸出の利用登録は徐々に増えていますが、定期的な利用に結びつかない団体もあるため、今後は、団体貸出資料の収集や制度の充実を図る必要があります。

○団体貸出制度の利用

年度	R2	R3	R4	R5
利用団体数	39 団体	41 団体	41 団体	47 団体
幼稚園・保育所(園)・認定こども園	16 団体	25 団体	27 団体	24 団体
小・中学校	20 団体	7 団体	8 団体	12 団体
貸出冊数	14,568 冊	19,032 冊	21,642 冊	23,527 冊

イ 各種行事や「としょかん出前教室」の開催

季節にあわせた子ども向け読書イベントや絵本作家による講演会などを実施しま

した。また、依頼があった施設で図書館職員が出張おはなし会やブックトークを行う「としょかん出前教室」を実施しました。

今後は、「としょかん出前教室」を多くの団体に活用してもらえるよう、更に周知を行う必要があります。

○としょかん出前教室の参加者数

年度	R2	R3	R4	R5
参加者数	8人	4人	188人	963人



小学校での「としょかん出前教室」

ウ 広報紙・ホームページなどによる情報発信

図書館だより、長崎新聞「ととってm o t t o !」やFMおおむら、こども未来部SNSで絵本や児童書の紹介を行いました。また、大村市ホームページ、公式SNS、広報おおむら、ミライon図書館ホームページなどでイベント情報の周知を行いました。

絵本や児童書の紹介では幼児や小学生向けの図書が多いため、今後は、中高生などの10代に向けた情報発信にも力を入れる必要があります。

エ 児童サービス担当職員の研修機会の確保

担当職員が児童サービスに関する研修会に参加しました。

今後も引き続き、図書館職員の資質向上を図るため、研修機会を確保する必要があります。

○児童サービスに関する研修会の参加者数

年度	R2	R3	R4	R5
参加者数	0人	1人	1人	1人

オ 関係課連携による研修会などの開催

学校教育課と連携して、学校司書研修会を実施しました。

今後も引き続き、関係課と連携し研修会などを実施していく必要があります。



学校司書研修会

カ 読書に関わるボランティアへの支援

郡地区公民館図書室やミライ on 図書館で、読み聞かせボランティアによるおはなし会を開催しました。また、読み聞かせボランティアを対象とした研修会や交流会を実施しました。

今後も引き続き、読み聞かせボランティアの経験年数に合わせた研修会の実施や、個人で活動しているボランティアの情報交換の機会の確保などを行う必要があります。

○読書に関わるボランティアによるおはなし会の参加者数

年度	R2	R3	R4	R5
参加者数	0人	205人	272人	667人

○読書に関わるボランティアに対して講座を開催した実施回数

年度	R2	R3	R4	R5
実施回数	0回	1回	1回	3回

キ 公民館図書室の環境整備

公民館図書室の利用状況に応じて、図書の購入などを行い、蔵書を充実させることができました。

今後は、ミライ on 図書館の図書の取り寄せサービスなど、公民館図書室の機能やサービスへの理解を深めるため、更に周知を図る必要があります。

○公民館図書室の児童書の蔵書冊数

年度	R2	R3	R4	R5
中地区	5,178 冊	5,355 冊	5,508 冊	5,726 冊
郡地区	5,973 冊	6,415 冊	6,528 冊	6,826 冊

○公民館図書室の児童書の貸出冊数

年度	R2	R3	R4	R5
中地区	6,696 冊	9,019 冊	6,374 冊	7,281 冊
郡地区	5,413 冊	7,207 冊	8,173 冊	8,593 冊

(5) 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の推進

ア 特別な支援を必要とする子どもの状態や特性に応じた図書などの整備

障がい児支援サービスを行う施設等で、利用者の様々な特性に応じた読書活動に触れる機会を提供しました。また、バリアフリー図書¹²などを集めた「りんごの棚」¹³をミライオン図書館に設置しました。

今後も引き続き、バリアフリー図書や電子書籍¹⁴などの収集に努める必要があります。

○療育支援センター（ステップ）での読み聞かせの実施回数・図書購入冊数

年度	R2	R3	R4	R5
実施回数	223 回	241 回	243 回	245 回
購入冊数	0 冊	7 冊	0 冊	4 冊

○障害者ふれあいブックメールサービスの利用冊数

年度	R2	R3	R4	R5
利用冊数	1,154 冊	964 冊	472 冊	433 冊

○視覚障がい者等サービスの利用冊数

年度	R2	R3	R4	R5
利用冊数	53 冊	206 冊	127 冊	120 冊

¹² バリアフリー図書：視覚障がいや発達障がい、肢体不自由などの障がいを持つ方が利用しやすい書籍。

¹³ りんごの棚：特別な配慮を必要とする子どもを対象とした、障がいの有無に関わらず楽しめる本のコーナー。

¹⁴ 電子書籍：紙ではなく電子的に記録され、画面で読む本や雑誌。パソコンやスマートフォン、タブレットで閲覧用アプリを用いたり、電子書籍リーダーなどで閲覧する。

イ 関係機関の連携強化

市内小学校1校の特別支援学級で、バリアフリー図書や拡大読書器¹⁵及びリーディングトラッカー¹⁶などの読書補助具を紹介する「りんごの棚体験会」を実施しました。

今後も、多様な子どもの特性に合わせた体験会を実施できるよう、学校と連携していく必要があります。

○りんごの棚体験会の実施回数

年度	R2	R3	R4	R5
実施回数	0回	0回	0回	2回

ウ 研修機会の確保

読み書き障がいに関する講演会などを実施しました。

今後も、様々な人を対象とした講演会や研修会の実施により、読書バリアフリー¹⁷に関する周知活動を行う必要があります。

○障がい者サービスに関する研修会の参加者数

年度	R2	R3	R4	R5
参加者数	6人	2人	3人	1人

¹⁵ 拡大読書器：紙面をビデオカメラで読み取り、モニターテレビに大きく写し出すことのできる機械。

¹⁶ リーディングトラッカー：ディスレクシア（読み書きが困難で発達性読み書き障がいとも呼ばれる。）や視覚障がいなどがある人の読書をサポートする道具。

¹⁷ 読書バリアフリー：障がいの有無にかかわらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられ、誰もが読書ができる社会を実現すること。

2 第2次計画における数値目標と実績

NO.	取組指標		基準値(H30)	R5 実績	目標値(R6)
1	「ふるさとのところをはぐくむ絵本事業」の絵本の配布率		96.5%	98.9%	100%
2	小・中学校における児童生徒一人当たりの年間貸出冊数	小学校	89冊	86冊	95冊
		中学校	11冊	13冊	20冊
3	大村市立図書館団体貸出制度利用団体数	総数	62団体	47団体	71団体
		幼稚園・保育所(園)・認定こども園	25団体	24団体	30団体
		小・中学校	15団体	12団体	21団体
4	ミライオン図書館こどもしつ図書の貸出冊数		—	319,247冊	170,000冊
5	読書に関わるボランティアに対して講座等を開催した実施回数		—	3回	3回
6	特別な支援を必要とする子どもに関する職員研修の実施回数		—	1回	5回

第3章 第3次計画の基本的な考え方

1 基本方針

- 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供と充実
- 子どもの読書環境の整備
- 子どもの読書に関わる機関の連携・協力の強化と人材の育成

2 計画の期間と対象

(1) 計画の期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

(2) 計画の対象

0歳からおおむね18歳までの子ども

※ただし、幼い頃からの読書活動の大切さを考え、乳幼児から小・中学生までを中心に読書活動の推進を図っていきます。また、この計画に述べる「学校」については、市内小・中学校を示すこととします。

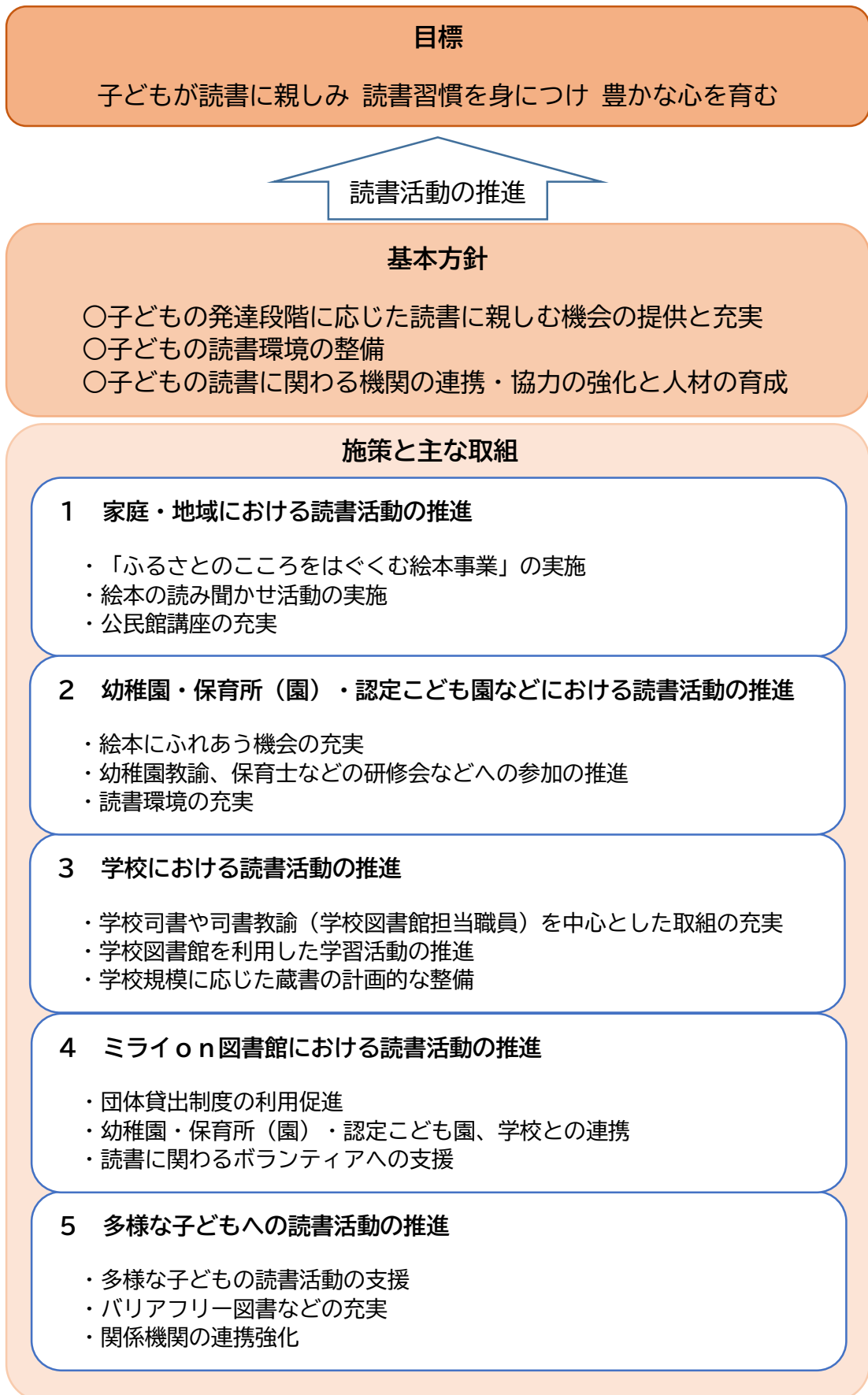
3 「ミライオン図書館」について

ミライオン図書館は、長崎県立長崎図書館と大村市立図書館の一体型図書館として、令和元年10月5日に開館しました。

長崎県立長崎図書館、大村市立図書館のそれぞれが主体となって取り組む事業もありますが、様々な取組をミライオン図書館として共同運営で行っています。

この第3次計画では、大村市立図書館ではなく、「ミライオン図書館」で統一して記載します。

4 計画の体系



第4章 子どもの読書活動推進のための施策

1 家庭・地域における読書活動の推進

家庭・地域における赤ちゃんへの絵本の読み聞かせは、子どもの読書活動の始まりであり、絵本を読んでもらうことにより言葉や心が成長し、大人との信頼関係を育んでいく大切な時期です。また、子どもの読書習慣の形成には、子どもの一番身近な存在である保護者が一緒に読書を楽しむことが必要です。

子どもが、親子関係や地域とのつながりの中で支えられ、絵本に親しむことの楽しさを実感できるよう、絵本の読み聞かせの実施や読書の意義や大切さを伝える啓発活動を推進します。

(1) 「ふるさとのこころをはぐくむ絵本事業」の実施

子どもの健やかな発達と健全な親子関係の育成を図るため、赤ちゃん訪問の際に絵本を配布し、絵本の読み聞かせの大切さや親子のふれあいの重要性を伝え、豊かな心を育む親子の絆づくりに取り組みます。

○「ふるさとのこころをはぐくむ絵本事業」の絵本配布率

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
配布率	98.9%	100%

(2) 絵本の読み聞かせ活動の実施

親子で絵本に親しむことの楽しさを伝えるため、市内の各地域子育て支援センターやミライオン図書館などで、乳幼児と保護者に絵本の読み聞かせを行います。

○地域子育て支援センターでのおはなし会の参加者数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
参加者数	876人	960人

○ミライオン図書館でのおはなし会の参加者数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
ミライオン図書館	975人	1,200人
公民館図書室	27人	50人



ミライオン図書館でのおはなし会

(3) 家庭での読書活動推進の啓発

おはなし会やブックリストの作成・展示などにより、家族で読書を楽しむ機会を提供し、家庭における読書活動の推進に努めます。

○図書館における子どもの読書活動推進に関する展示の実施回数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
実施回数	2回	6回

(4) 公民館講座の充実

子育て講座などで絵本の紹介や読み聞かせを継続して実施し、親子読書の啓発に努めます。

○公民館で実施するおはなし会の参加者数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
参加者数	327人	477人

(5) 各地区住民センター図書室の環境整備

ミライオン図書館と連携し、ミライオン図書館に来ることが難しい子どもたちが各地区で本に親しめるよう、児童書の選定や図書室の環境づくりに努めます。

○地区住民センターでの個人(児童)貸出冊数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
貸出冊数	9,728冊	10,000冊

2 幼稚園・保育所（園）・認定こども園などにおける読書活動の推進

幼稚園・保育所（園）・認定こども園などでは、乳幼児期の子どもが、絵本を読むことの楽しさを知り、安心して多くの絵本にふれあうことができるよう、絵本にふれあう機会の充実を図ります。また、幼稚園教諭や保育士、保護者などが、子どもへの読書活動の意義を正しく理解し、読み聞かせを実践し大切さを伝えていくことができるよう研修会の開催や啓発などに努めます。

(1) 絵本にふれあう機会の充実

幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、子どもが絵本や物語に親しめるようおはなし会などを実施します。また、ミライオン図書館の団体貸出制度や「としょかん出前教室」を活用し、子どもが絵本にふれあう機会の充実を図ります。

○幼稚園・保育所（園）・認定こども園での「としょかん出前教室」の参加者数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
参加者数	640人	800人



幼稚園・保育所（園）・認定こども園での「としょかん出前教室」

(2) 幼稚園教諭、保育士などの研修会などへの参加の推進

子どもの発達段階に応じた読書活動に関する知識の習得や、読み聞かせの技術の向上のため、幼稚園教諭や保育士などの研修会への参加を推進します。

○子どもの読書に関わる研修会への参加者数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
参加者数	67人	80人

(3) 読書環境の充実

ミライオン図書館の団体貸出制度や古くなった図書などを他の施設に譲るブックリサイクルなどを活用し、各施設の読書環境の充実を図ります。

○団体貸出制度の利用回数（幼稚園・保育所（園）・認定こども園など）

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
利用回数	228 回	400 回

○団体貸出制度の貸出冊数（幼稚園・保育所（園）・認定こども園など）

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
貸出冊数	18,004 冊	25,000 冊

3 学校における読書活動の推進

小学校から中学校までの期間の子どもの読書活動は、乳幼児期の受動的な読書から、自ら読書を楽しむ能動的な読書へ移行する大切な時期です。

子どもたちが、いつでも気軽に足を運び、様々な本に出会うことができるような読書活動を推進するため、学校司書や学校図書館を中心とする全校的な取組やミライオン図書館との連携により、学校における読書環境の充実を図ります。

(1) 学校司書や司書教諭（学校図書館担当職員）を中心とした取組の充実

児童生徒にとって、学校図書館や読書活動が更に身近なものになるよう、学校内における学校司書と司書教諭（学校図書館担当職員）が連携し、児童生徒とともに全校的な取組を継続して実施します。また、学校司書研修会などで他校の情報を共有し、各学校における取組のより一層の充実を図ります。

(2) 学校図書館を利用した学習活動の推進

「学校図書館年間指導計画」などに基づく、学校図書館を利用した学習活動を計画的に実施します。また、各教科で図書資料の積極的な活用を促し、「学習・情報センター」としての役割を果たせるよう取り組みます。

○調べ学習などに関する団体貸出図書レファレンスの利用回数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
小学校	16回	25回
中学校	10回	20回

(3) 学校規模に応じた蔵書の計画的な整備

学校司書の配置と学校図書館ネットワークシステムの活用により、適切な選書と図書購入を行い計画的な蔵書整備を行います。

○児童生徒1人当たりの蔵書冊数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
小学校	19冊	20冊
中学校	27冊	28冊

(4) 学校図書館の環境づくり

ミライオン図書館の団体貸出制度や学校図書館支援サポートを活用し、学校図書館運営や環境整備のより一層の充実に取り組みます。

○団体貸出の利用回数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
小学校	17回	25回
中学校	13回	20回

○団体貸出の貸出冊数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
小学校	515冊	750冊
中学校	179冊	250冊

(5) 学校図書館ネットワークシステムの利活用

学校図書館ネットワークシステムを活用し、蔵書の適正管理を行うとともに、円滑な貸出・返却業務による児童生徒の貸出利用や図書委員活動の支援を行います。

○児童生徒1人当たりの年間貸出冊数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
小学校	86冊	90冊
中学校	13冊	15冊

(6) 学校司書の市内全小・中学校への配置

市内の小・中学校に継続して学校司書を配置し、司書教諭（学校図書館担当職員）やミライオン図書館との連携を強化し、より充実した学校図書館の活用を推進していきます。



学校図書館における学校司書の活動

4 ミライオン図書館における読書活動の推進

ミライオン図書館では、乳幼児から中高生までが楽しめる本を収集・整備するとともに、ミライオン図書館の機能やサービスの周知・活用や企画行事等を実施することにより、子どもと本の出会いを創造し読書活動の充実を図ります。また、関係機関や読書に関わるボランティアとの連携を図り、子どもの読書活動を支援する大人の資質向上を図ります。

(1) 団体貸出制度の利用促進

幼稚園・保育所（園）・認定こども園や学校、放課後児童クラブ、障害児福祉サービス事業所など、子どもに関わる団体への団体貸出制度の周知に努めるとともに、利用を促進し、子どもの身近な読書環境を整え読書活動の充実を図ります。

○子どもに関わる団体の利用回数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
幼稚園・保育所(園)・ 認定こども園	228回	300回
小・中学校	30回	45回
学童・ボランティア等	83回	100回

○子どもに関わる団体への貸出冊数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
幼稚園・保育所(園)・ 認定こども園	18,004冊	24,500冊
小・中学校	694冊	1,000冊
学童・ボランティア等	4,695冊	5,500冊

(2) 企画行事の充実

定期的なおはなし会の実施のほか、乳幼児から10代まで、それぞれの年代を対象にミライオン図書館や読書を身近に感じてもらえるような企画行事を実施します。

○子どもを対象としたイベントの参加者数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
参加者数	864人	890人



子どもを対象としたイベント

(3) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園、学校との連携

出張おはなし会やブックトークなどを行う「としょかん出前教室」や学校司書などからの要望に合わせて支援を行う「学校図書館支援サポート」の周知に努めるとともに、利用を促進し、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、学校と連携して子どもの読書活動の支援を行います。

○幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小・中学校による「としょかん出前教室」の利用回数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
幼稚園・保育所(園)・ 認定こども園	15回	24回
小・中学校	3回	10回

(4) 公民館図書室の充実

公民館図書室の図書資料の充実を図り、読書活動の支援を行います。また、地域の子どもの図書室を利用してもらえるよう、周辺の学校と連携して周知を行います。

○公民館図書室の子ども（18歳以下）の貸出冊数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
中地区	7,281冊	8,000冊
郡地区	8,593冊	9,300冊

(5) 読書に関わるボランティアへの支援

ミライオン図書館の読み聞かせボランティアのおはなし会開催による活動の場の提供や、資質向上のための講座を継続して実施し、読み聞かせボランティアと協力して読書活動の推進に取り組みます。

○読み聞かせボランティアによるおはなし会の参加者数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
参加者数	394人	450人



読み聞かせボランティアを対象とした研修会

(6) 広報・啓発の推進

広報紙の発行やホームページ、SNSを使った情報発信を行います。また、小・中学生を対象とした参加型の企画展示を行うなど、子どもに直接届く情報発信を行います。

ミライオン図書館のYA¹⁸コーナーに図書や中高生新聞を展示し、中高生に向けた情報提供を行います。

○小・中学生を対象とした参加型の企画展示等の実施回数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
実施回数	1回	5回

¹⁸ YA：ヤングアダルトサービスの略称。おおむね12歳から18歳の「大人と子どもの中間」を指す図書館用語。



YAコーナー企画「おすすめ本大募集！」

(7) 図書館職員の資質向上

児童サービス担当職員だけでなく、図書館職員全体で子どもの読書に関わる専門的知識や技術を得るための研修に参加し、資質向上を図ります。

○児童サービスに関する研修会の参加者数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
参加者数	1人	6人

○児童図書館の年間貸出冊数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
貸出冊数	294,894冊	325,000冊

5 多様な子どもへの読書活動の推進

障がいの有無に関わらず、全ての子どもが読書に親しめる環境の整備が求められています。

多様な子どもの読書活動を推進するため、障がい者サービスの周知やバリアフリー図書
の充実を図るとともに、関係機関と連携した啓発活動やイベントを実施します。また、
子どもを取り巻く大人が、多様な子どもの読書活動の必要性を認識するため、研修会等
を実施し周知・啓発に努めます。

(1) 多様な子どもの読書活動の支援

大村市障害者自立支援協議会などを通じて、多様な子どもに関わる団体へのミライ
on図書館の団体貸出制度や「としょかん出前教室」の周知を行うとともに、利用を促
進し、多様な子どもの読書への機会創出を図ります。

○多様な子どもに関わる団体による団体貸出の利用回数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
利用回数	53回	85回

○多様な子どもに関わる団体への団体貸出の貸出冊数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
貸出冊数	3,115冊	5,100冊

(2) バリアフリー図書などの充実

バリアフリー図書や電子書籍の計画的な収集を行い、多様な子どもが読書を楽しめ
る環境の整備・充実を図ります。

○電子書籍のコンテンツ数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
コンテンツ数	2,616点	6,400点

○視覚障がい者等サービスの利用冊数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
利用冊数	127冊	155冊

(3) 関係機関の連携強化

多様な子どもが発達段階に合わせて読書に親しめるよう、関係機関と連携して啓発活動やイベントを実施します。

○りんごの棚体験会の実施回数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
実施回数	2回	12回

(4) 多様な子どもの読書に関する啓発

全ての子どもが読書に親しめる読書環境を作るため、多様な子どもにあった図書や電子書籍の収集・整備、読書環境に関する研修会を実施します。

○多様な子どもの読書に関する研修会等の参加者数

年度	R5(基準値)	R11(目標値)
参加者数	115人	160人



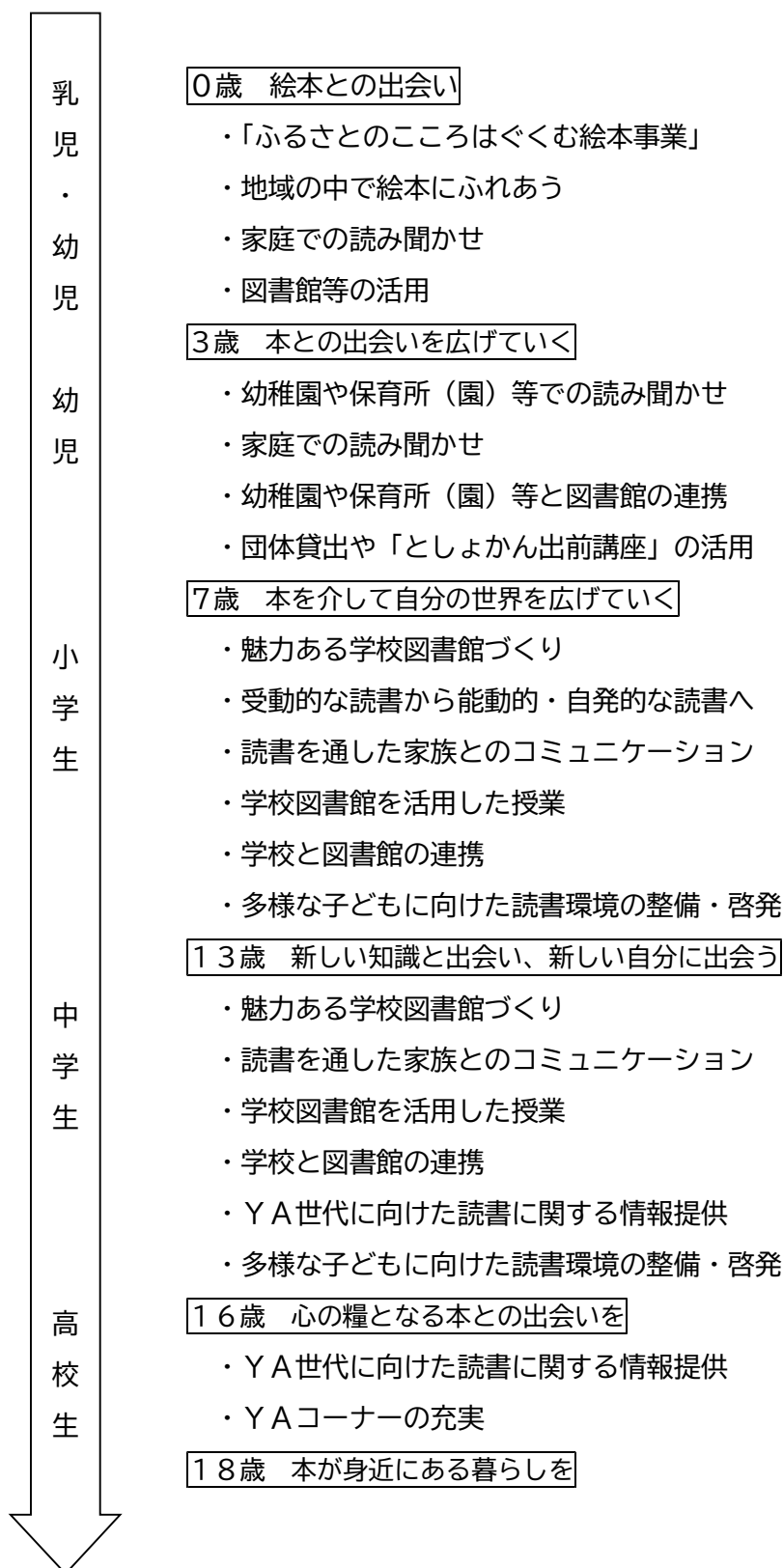
ミライオン図書館こどもしつ りんごの棚

6 各施策の取組指標

取組指標		基準値 (R5)	目標値 (R11)
1 家庭・地域における読書活動の推進			
「ふるさとのおこころをはぐくむ絵本事業」の絵本配布率		98.9%	100%
2 幼稚園・保育所(園)・認定こども園などにおける読書活動の推進			
幼稚園・保育所(園)・認定こども園でのとしょかん出前教室の参加者数		640人	800人
3 学校における読書活動の推進			
児童生徒一人当たりの年間貸出冊数	小学校	86冊	90冊
	中学校	13冊	15冊
4 ミライo n図書館における読書活動の推進			
児童図書の年間貸出冊数		294,894冊	325,000冊
5 多様な子どもへの読書活動の推進			
多様な子どもの読書に関する研修会等の参加者数		115人	160人

参考資料

○発達段階に応じた取組について



○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年6月28日法律第49号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めな

なければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支

援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図

るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○第3次大村市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第3次大村市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、大村市子ども読書活動推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長がその会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会に、検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会の部会長及び部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部会は、委員会の所掌事項を専門的に調査研究し、審議の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、教育委員会図書館において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月15日から施行する。
- 2 この要綱は、推進計画の策定の日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

役職	職名
委員長	教育長
委員	企画政策部長
//	総務部長
//	財政部長
//	市民環境部長
//	福祉保健部長
//	こども未来部長
//	教育政策監
//	教育次長

別表第2（第6条関係）

役職	職名
部会長	教育次長
部会員	企画政策課長
//	地域げんき課長
//	障がい福祉課長
//	こども政策課長
//	こども家庭課長
//	こども支援課長
//	教育総務課長
//	学校教育課長
//	社会教育課長

○計画策定経過

令和6年	7月 4日	第1回 検討委員会
	7月17日	第1回 検討部会
	7月30日	第1回 図書館協議会
	8月27日	第2回 検討部会
	9月24日	第2回 図書館協議会
	10月24日	第2回 検討委員会
	11月15日	第3回 検討部会
	12月23日	第3回 検討委員会
令和7年	1月28日	第3回 図書館協議会

第3次大村市子ども読書活動推進計画

策定 令和7年3月

〒856-0831
長崎県大村市東本町481番地
大村市立図書館

電 話 0957-48-7700
FAX 0957-48-7703
E-mail tosyokan@city.omura.nagasaki.jp